

小竹町小竹こども園入園選考方法及び選考基準要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小竹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小竹町条例第12号）第6条の規定に基づき、保育を必要とする入園希望児童の入園に関する基準を定めることにより、公平かつ適正な選考を確保するものである。

(入園の選考)

第2条 入園の選考は、保育を必要とする児童が小竹こども園の受入れ能力を超える入園希望者がある場合にのみ実施する。

2 選考方法は、当該児童の保護者ひとりずつに基準指数表（別表第1）及び調整指数表（別表第2）の合計値を算定し、その合計値の低い方を当該児童の得点として、得点の高い児童から優先的に入園させるものとする。

3 前項の規定による選考でなお、同判定の場合は、優先順位表（別表第3）に基づき、入園を選考するものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

基準指数表

項目	保護者の状況	指数	提出書類
居宅外労働	月160時間以上の就労	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 就労証明書等
	月120時間以上160時間未満の就労	<input type="checkbox"/> 9	
	月90時間以上120時間未満の就労	<input type="checkbox"/> 8	
	月48時間以上90時間未満の就労	<input type="checkbox"/> 7	
居宅内労働	月160時間以上の就労	<input type="checkbox"/> 8	
	月120時間以上160時間未満の就労	<input type="checkbox"/> 7	
	月90時間以上120時間未満の就労	<input type="checkbox"/> 6	
	月48時間以上90時間未満の就労	<input type="checkbox"/> 5	
	内職 月48時間以上の就労	<input type="checkbox"/> 5	
妊娠・出産	母親が妊娠中又は産後間がない場合（出産予定日前6週出産後8週の当該月末まで）	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し
疾病・障害	1か月以上の入院	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 保育をすることができない状況を確認可能な書類（診断書等） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳等の写し
	自宅療養常時病臥	<input type="checkbox"/> 9	
	病気のため、常時保育ができない	<input type="checkbox"/> 6	
	身体障害者手帳1,2級、療育手帳保持者	<input type="checkbox"/> 10	
	身体障害者手帳3級保持者	<input type="checkbox"/> 7	
看護、介護	長期入院者の付き添い	<input type="checkbox"/> 9	

(同居又は長期入院等をしている親族)	自宅療養常時病臥者の介護	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 介護保険証の写し
	自宅療養者の介護	<input type="checkbox"/> 5	
	身体障害者手帳 1, 2 級保持者又は療育手帳保持者の介護	<input type="checkbox"/> 8	
	身体障害者手帳 3 級保持者の介護	<input type="checkbox"/> 5	
災害復旧	災害により家屋等が損傷を受け、その災害復旧に当たっている場合	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 罹災証明書、被災証明書の写し
求職	日中求職活動のため、外出することが常態の場合	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 求職活動がわかる書類
就学	就学、資格取得のために月 120 時間以上の通学	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 在学証明書等又はこれに類する書類
	就学、資格取得のために月 48 時間以上 120 時間未満の通学	<input type="checkbox"/> 5	
DV・虐待	DV 若しくは虐待等を受けている、又はそのおそれがある場合	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 関係機関が証明する書類の写し
その他	上記に類するものとして、町長が認める場合等	<input type="checkbox"/> 状況判断	<input type="checkbox"/> 状況を客観的に判断できる書類

別表第 2

調整指数表

ひとり親世帯	+ 3	
生活保護世帯	+ 2	
自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	+ 3	
育児休業を取得しており、復職する場合	+ 2	
兄弟姉妹がこども園を利用する場合	既に兄弟姉妹が入園している場合	+ 3
	兄弟姉妹が同時に申し込みをする場合	+ 1
父又は母が単身赴任の場合	+ 1	

別表第 3

優先順位表

1	両親不存在又はひとり親世帯
2	町内に住所を有する者（転入予定者を含む。）
3	基準指数の高い世帯
4	保育料算定年度の市町村民税の合計所得金額が低い世帯